

積算疑義申立てについての回答

工 事 件 名	金沢区柴町地内舗装補修（切削）工事		
契 約 番 号	1940010034	開 札 日	令和元年 9 月 12 日
工 事 担 当 課	金沢区金沢土木事務所		

申立ての内容	回 答
<p>質問回答書による、控除する道路鋸単価は物価資料の平均値とありました。</p> <p>設計書にチャッターバーと記載されていますので、</p> <p>建設物価 P225→7,760 円</p> <p>積算資料 P360→8,580 円</p> <p>平均控除単価は 8,170 円ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、設計書にチャッターバーと記載してしまいましたが、本来、現場発生品の再利用であり、メーカー指定ではないので、道路鋸（大型鋸）と記載すべきでした。</p>

今後の取扱い	設計図書に誤りがあったため、今回の入札を中止します。
--------	----------------------------